

第24期第3号

2018/09

# Newsletter

SCIENCE COUNCIL OF JAPAN SECTION I

## CONTENTS

### ■ 夏季部会・シンポジウム

公開シンポジウム「東日本大震災後の10年を見据えて」 町村 敬志 (1)

東日本大震災被災地エクスカージョンの記録 松原 宏 (5)

### ■ 第一部関連シンポジウム等

政治関連データ・アーカイブの構築と拡充 小林 良彰 (9)

文化財保護法の改正と遺跡の保存活用 福永 伸哉 (11)

高等学校での主権者教育はどうあるべきか 西川 伸一 (14)

移民と人間の安全保障をジェンダー視点で考える 柘植 あづみ (16)

「比較政治学」の教育：大学で何をいかに教えるか 磯崎 典世 (19)

自治体アーカイブズの現状と公文書管理制度 若尾 政希 (21)

選挙について考えて見よう

～日本学術会議サイエンスカフェ in 吉野作造記念館～ 町村 敬志 (24)

日本学術会議  
第一部担当

〒106-8555  
東京都港区  
六本木 7-22-34

TEL  
FAX

03(3403)5706  
03(3403)1640

## 夏季部会・シンポジウム

《7月29日・30日》

### 公開シンポジウム「東日本大震災後の10年を見据えて」

町村敬志（第一部幹事）

第一部では例年、夏季部会実施の際に、開催地やその時々の課題に関連したテーマについてのシンポジウムを催し、多様な市民との意見交流の機会をもってきている。本年は、仙台で開催される機会をとらえ、東日本大震災からの復興過程を振り返りながら、震災後10年を見据えての課題について検討をおこなうこととした。当日は、多数の市民を含む140名もの参加者があり、震災とそこからの復興が地元にとって依然として大きな課題であることを痛感した。最初に当日のプログラムを紹介しておく。

とき：2018年7月29日(日) 13:30～16:45

ところ：東北大学川内南キャンパス 文科系総合講義棟2階 法学部第1講義室

開会挨拶

開催校代表挨拶：大野英男（東北大学総長）

日本学術会議東北地区会議代表幹事挨拶：厨川常元（東北大学大学院医工学研究科研究科長）

日本学術会議第一部部長挨拶：佐藤岩夫（日本学術会議第一部部長、東京大学社会科学研究所所長）

報告

「ひとつの復興、いくつもの復興——社会学からのアジェンダ設定に向けて」

吉原直樹(日本学術会議連携会員、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授)

「『ふるさとの歴史』を救う意味——心理社会的支援としての歴史資料保全の可能性」

佐藤大介（東北大学災害科学国際研究所准教授）



「復旧・復興のプロセスから見た今後の課題——現場の視点から」

奥山恵美子（前仙台市長）

総合討論

司会 佐藤嘉倫（日本学術会議第一部会員、東北大学大学院文学研究科副研究科長）

討論者 吉原直樹、佐藤大介、奥山恵美子、

町村敬志（日本学術会議第一部幹事、一橋大学大学院社会学研究科教授）

島田明夫（東北大学公共政策大学院・法学研究科・災害科学国際研究所教授）

閉会挨拶：三成美保（日本学術会議副会長・第一部会員、奈良女子大学副学長）

主催：日本学術会議第一部、東北地区会議、国立大学法人東北大学

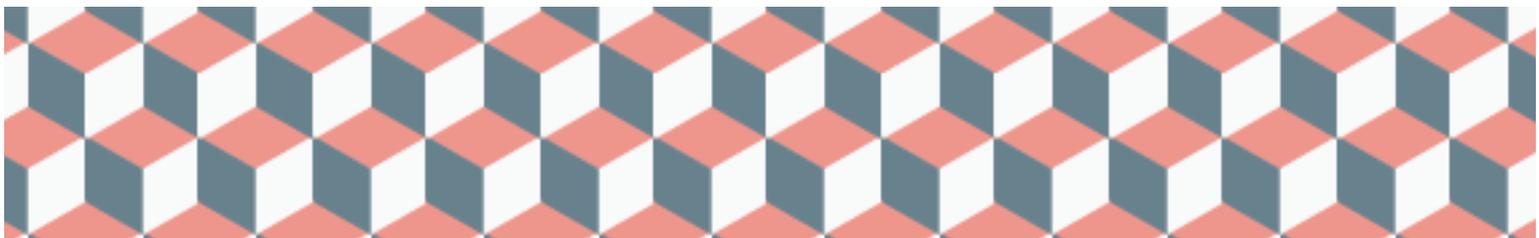
共催：文学研究科、法学研究科、東北アジア研究センター、災害科学国際研究所、東北大学「社会にインパクトある研究 人類社会の将来のための新たな理念の法学・政治学的定立」

後援：大学共同利用機関法人・人間文化研究機構

## 震災から7年を経て

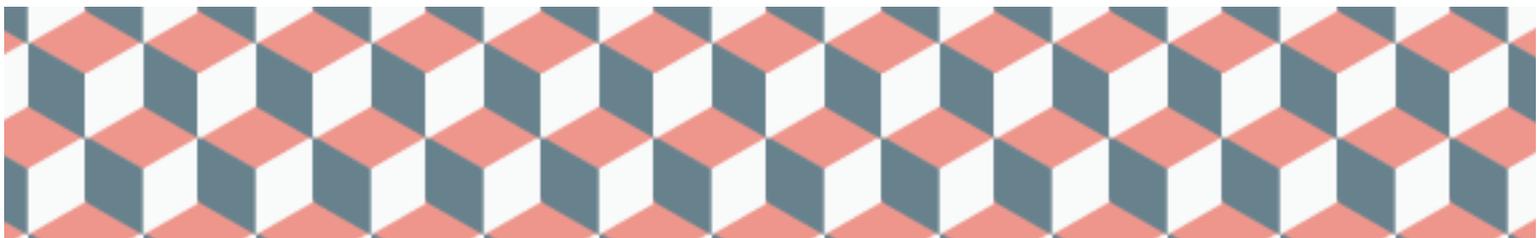
東日本大震災は巨大で複合的な災害であったため、復興の課題も一様ではありえない。今回のシンポジウムもまた、災害の複合性を踏まえながら、第一報告は福島原発事故、第二報告は津波被災資料の保全活動、第三報告は大都市仙台の復旧・復興過程というテーマにあてられた。

吉原直樹連携会員による第一報告は、福島原発事故の被災地を対象に、早期帰還政策を前提とした「創造的復興」の路線が抱える現状と問題点を、長期の現地フィールドワークをもとに社会学の立場から論じるものであった。避難指示区域の解除が段階的に進む中、地元への帰還が推し進められようとしている。しかし現実には帰還者はなかなか増加しない。他方で高まる自己責任論の下で、「区域外」化された避難者は救済対象から除外されていく。結果的に避難指示区域の解除が住民を分断してしまうという現実が明らかになりつつある。ただし帰還者が増えないなかでも、形の存続にこだわらざるを得ない被災地自治体は、膨張する復興補助金をもとに被災者なきインフラ整備を進めることを余儀なくされつつある。廃炉作業が長期にわたる結果、地元自治体が「作業員の町」化してしまう可能性はないか。厳しい現状が指摘された。これらを踏まえ吉原氏は、早期帰還だけにとらわれない複線型の復興の重要性を指摘した。加えて、後の検証を可能にするために、復興資料アーカイブ創設が必要であることも指摘された。



東北大学の佐藤大介氏による第二報告は、歴史家の立場から、東日本大震災後における歴史資料保全へ取り組まれた貴重な試みを紹介するものであった。とりわけ興味深かったのは、被災史料レスキューという実践が、単に資料保全という直接の目的だけでなく、所有者を含むさまざまなステークホルダーにとっての心理社会支援という意味をもつことが指摘された点であった。文書資料の多くは、地域の「私有物」であり、それらの保全と継承の役割は所蔵者が果たしてきた。したがって、住民の参画なしには保全は達成できない。資料保全に向けた持続的な関係の形成と維持が、地域社会の日常回復にも寄与する側面をもつ。歴史学者と臨床心理学者の協働など、震災復興は学術の世界にも新しいコラボレーションの形を産み出してきた。ただし歴史資料の総体は膨大であり、災害に関わる資料はその「ごく一部」である。「役に立つ」資料を残すことは重要だが、それを強調しすぎると「役に立たない」資料は残さなくともよい、という論理に発展しかねない。いったい誰にとっての「有用性」なのか。報告者のジレンマは災害研究一般にも共通する点だと感じた。

第三報告を担当した奥山恵美子氏は、震災当時、仙台市長として、復旧・復興の最前線で活動された経験をもつ。行政の責任者として厳しい状況に直面してきた奥山氏は、当時を振り返りながら、復旧・復興政策の抱える問題点を、ハードの限界、公助の限界、自力再建の限界などの点に要約した。エネルギー枯渇による機能停止など都市の脆弱性が震災直後、明らかとなった。また都市への訪問者数増加をめざしていながら、発災時、外国人、出張者・観光客、病院見舞い者、土地勘がなく知人もいない人などへの対応はきわめて立ち遅れていた。経験を踏まえ、改善すべき事柄として、木造住宅を前提とした現状の「り災証明」が被害の程度を示す指標としては不十分であった点、「みなし仮設」の大量活用という現実と「現物給付の原則」が乖離しているためきわめて手続きが煩雑であった点、復興の内容解釈が省庁によって大きく異なっていた点などが指摘された。反省点や課題も含め、きわめて明晰、率直に語られる様子が印象的であった。



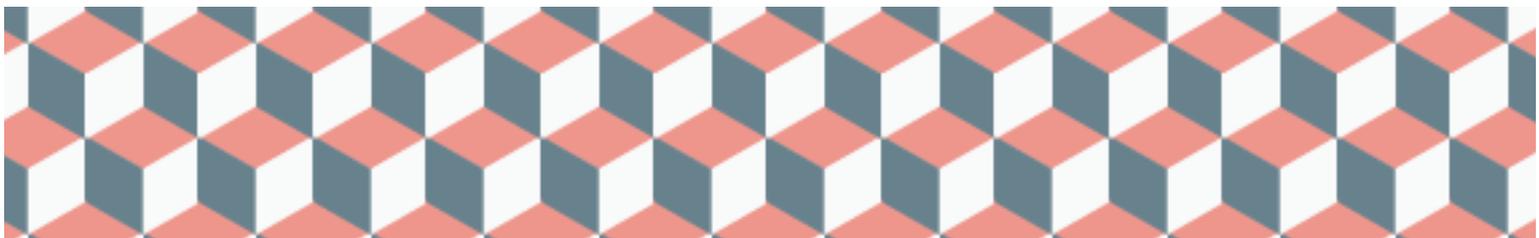
## 災害後 10 年を見据えた学術の課題

政府は、震災発生後に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」（2011 年 7 月）において、「復興期間」を 2020 年度までの 10 年間と定めた。2015 年度までの「集中復興期間」に続き、2016～20 年度は「復興・創生期間」と位置づけられ、被災地域の自立支援に向けた政策が現在推し進められている。しかし、復興は本当に進んでいるのか。また実際のところ、復興は何をもたらしたのか。各報告は、復興・創生期間も中間点を過ぎたタイミングで、それぞれの立場と視点からこれらの問いに迫るものであった。

「復興期間」の 10 年間もその終わりが見え始めてきた。この段階において、学術の領域が取り組むべき検討課題には少なくとも 3 つの側面があることが、浮き彫りになってきた。第一に、震災からの復興は実際のところどこまで進んだのか。この点は依然として重要テーマとしてある。第二に、きわめて大規模に進められてきた復興政策は、はたして何をもたらしたのか。影響の範囲は、被災地はもちろんだが、広く国レベルの政治経済や社会文化にまで及ぶ。そして第三に、震災とその後の復興過程から私たちは何を学び、それをどのように後世に伝えていくべきか。その伝達方法自体が重要な課題となりつつある。

ただし、繰り返しになるが答えは一様ではない。今回の各報告もまた一見すると、方向性を異にするように見えるかもしれない。だが、それまでまったく関係のなかった主体や出来事の描く軌跡が否応なく交差させられ、共通の「時間・空間」を生成してしまうところに、「災害の時間・空間」の特徴がある。何が起きたのか。また何が起きていくのか。政治経済、インフラ、産業から、社会、文化、宗教、心理、さらに市民社会や社会運動、海外に至るまで、さまざまな分野が思いがけず連鎖していく過程を柔軟に捉え理解していくことが、災害研究においては欠かせない。学術、とりわけ人文・社会科学のはたす役割がこの点で非常に大きいことを学び直したのも、今回の成果であった。

なお、シンポジウムの翌日には、被災地を訪れるエクスカージョンが実際された（この点については本号の記事参照）。最後になりましたが、このような貴重な機会を企画・準備いただいた東北大学の皆様に厚く御礼を申し上げます。



## 東日本大震災被災地エクスカージョンの記録

松原 宏（第一部会員）

今年も、西日本豪雨災害、台風21号の被害、北海道胆振東部地震など、自然災害が相次いだ。このうち、岡山県倉敷市真備町では、ハザードマップが活かされなかったとされるように、人為が至らぬ事態も少なくない。東日本大震災の発生から7年半が経過したが、震災の教訓が、未だ十分に活かされていないことを痛感する。

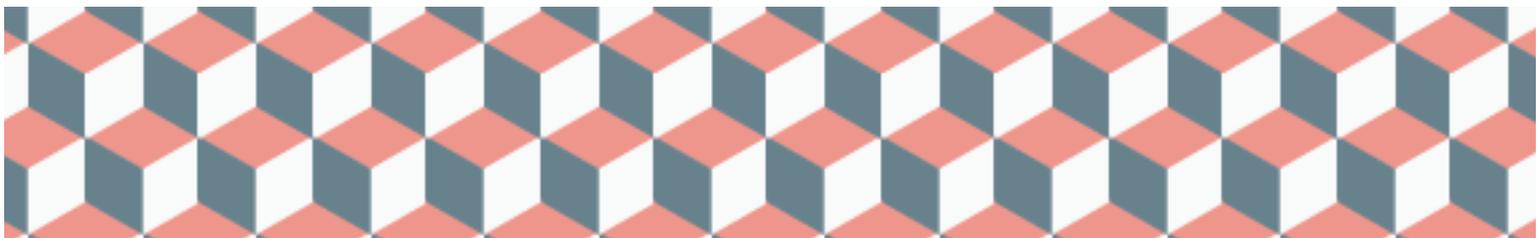
東日本大震災をめぐっては、日本学術会議をはじめ、各学協会、各種団体により、さまざまな角度から検証作業がなされ、今後の対応についても議論がなされてきた。今回のエクスカージョンも、その一環として位置づけられる。東北大学でのシンポジウム「東日本大震災後の10年を見据えて」および夏季部会に引き続き、日本学術会議第一部では、20名を越える部会有志による東日本大震災被災地域の現地視察を、2018年7月30日に実施した。当日のスケジュールは、以下の通りであった。

- 10時 東北大学川内南キャンパスを出発。仙台東部バイパス、松島町、東松島市、塩竈市、石巻市を通過して、南三陸町に到着。
- 12時 南三陸ホテル観洋大広間にて昼食。ホテルスタッフによる震災当時のホテルの状況についての説明。
- 13時 ホテルスタッフが、バスに「語り部」として同乗。「語り部」の説明を受けながら、戸倉地区、高野会館前、南三陸さんさん商店街を見学。
- 15時 石巻市釜谷地区（北上川河口から約4Km）の大川小学校跡地にて、説明を聞きながら、現地見学。
- 17時 仙台駅に到着、解散。

以下、主な見学先について、筆者の印象に残った点を中心に紹介を行い、報告に代えることにしたい。

### ●バスの車窓から

今回我々は、仙台市若林区から仙台東部道路を経て、三陸自動車道を北上、内陸から南三陸町に入った。バスの車中での説明にもあったが、東日本大震災での被災状況に、大きな地域差がある点にまず注目したい。仙台市内においても、盛り土構造であった仙台東部



道路が防潮堤の役割を果たし、津波被害の大小を画したとされる。また、自然的素因である海岸の地形が、リアス式海岸か海岸平野か、松島海岸のように島が多いか否か、湾の形状がどのようであるか、などによっても違いが生じたという。

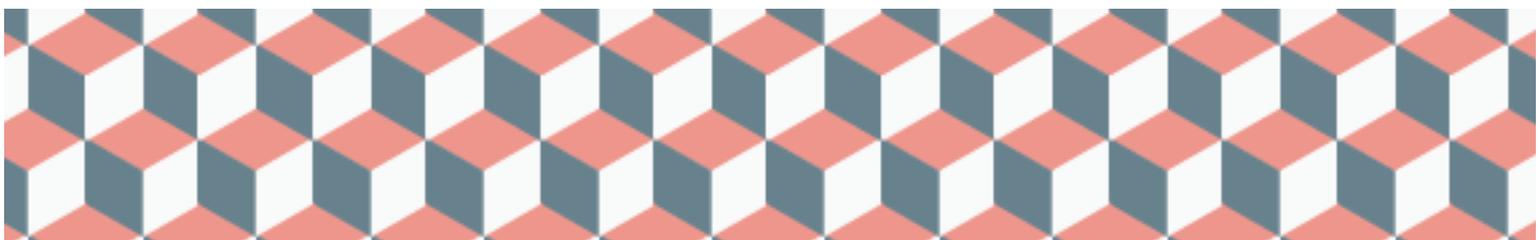
また、車窓からではあるが、東日本大震災で被災した工場の復興状況を確認することができた。たとえば、仙台港では製油所で火災が発生し、ガソリンスタンドに長蛇の列ができたが、その一因となった製油所のスクラップ・アンド・ビルドは、依然として続けられている。石巻では、製紙工場が津波の直撃を受け、操業を停止した影響で、雑誌の発行延期・休刊が相次いだという。その工場では、日本最大のバイオマス発電所が建設されている。このように、立地再編をふまえた災害時のエネルギー供給網のありかたについては、マクロ的な観点から本格的な検討が必要だと思われる。

### ●南三陸町

「語り部」を乗せた我々のバスは、最初に、時計の針が止まったままの戸倉中学校まで一気に登ったが、津波の高さを当時の写真で実感する。先月まで仮設住宅が置かれていたが、戻ってくる生徒数が十分ではないために、この中学校は廃校になり、公民館になるという。次にバスは、元戸倉小学校があった場所に停車。2011年3月1日に完成したばかりの体育館は、津波に飲み込まれたが、生徒全員が助かっている。避難する際の選択肢が2つ、1つは屋上避難、もう1つは高台避難で、後者を勧めた地元出身の先生の発言を校長が採用し、難を逃れたという。地域の昔からの教えの大切さを痛感する。

その後バスは、南三陸町の中心部・志津川地区に向かうが、津波で内部が破壊され廃虚となったビルが目を引く。結婚式場であった高野会館で、当日は、年1回の芸能大会がちょうど終わったところで、引き波を見た従業員の判断で、屋上に避難させて難を逃れた人が多数いたという。この建物を「震災遺産」として残すか解体するかの議論が続いているとのこと。直後に遠望することになる赤い鉄骨のみが残った「防災対策庁舎」は、さまざまな議論を経て、宮城県が管理することになったが、震災の記憶を可視的に「遺産化」する際の難しさを考えさせられる。

続いて、「南三陸さんさん商店街」を訪れる。震災後8m以上も嵩上げされた土地に、2012年に仮設商店街として再開の後、昨年3月3日に本設としてリニューアルオープンした。飲食8軒、生活関連7軒、鮮魚店5軒、菓子3軒など、28の店舗から構成されているが、元の店主は少ないとのことである。年間67万人が訪れるが、町民の多くは、近くのスーパーを利用するとのこと、この商店街を維持するのはなかなか大変なように思える。「商店街」の周囲を見渡してみると、あちらこちらで、重機を使った嵩上げ工事が行



われている。昨日のシンポジウムのテーマである「震災後 10 年後」、南三陸の中心部は、どう変わっているだろうか。「グループ補助金」等により、壊滅的であった事業所の再開は比較的早く行われたが、震災後の 4 千人もの人口減少をくい止めていくには、水産業をはじめとした地域産業の抜本的な振興策が必要だと思われる。



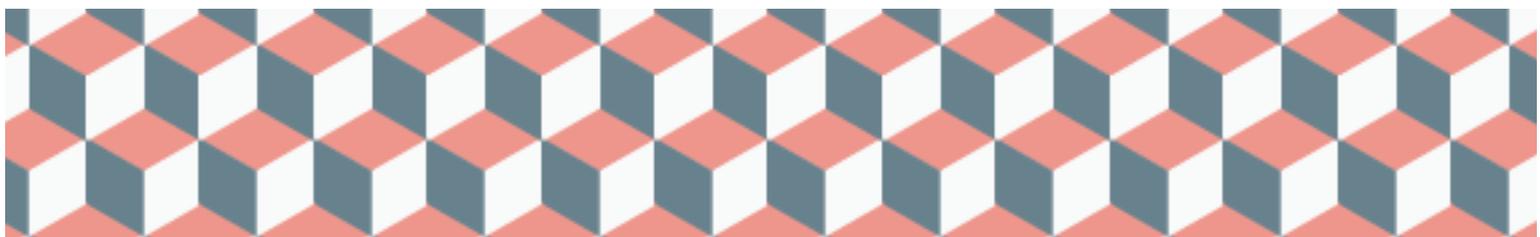
※（写真左）上部の青色プレートが津波の高さを示している／（写真右）赤い鉄骨のみの建物が「防災対策庁舎」

### ●大川小学校

大川小学校の名前を知っている人は多いと思われるが、この小学校が、海に面した場所ではなく、北上川の河口から 4 km も入ったところにあることは、あまり知られていないのではないだろうか。バスから降りるなり、目に飛び込んできた風景は鮮烈で、この場所で見守る 74 人、教職員 10 人が死亡・行方不明になったと思うと、言葉もない。

説明をされた方は、まず地図を示しつつ、実際の地形を指さしながら、当日の津波の進路を再現された。石巻市のハザードマップで浸水予想区域外であった点が、裁判でも取り上げられたが、実際の微地形をもとに、津波の挙動のシミュレーションを反映したハザードマップ、そうした精度をあげたマップを整備していく必要性を痛感した。

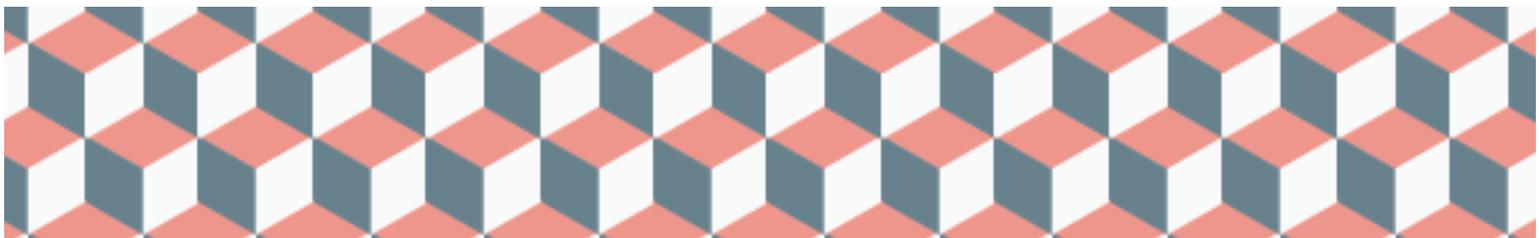
その後、津波の破壊力を刻印した旧校舎を案内いただくとともに、大川小学校の悲劇の教訓をいくつか指摘された。真相究明の難しさ、学校の管理責任だけではなく、学校と地域コミュニティとの関係など、考えさせられることが多々あった。我々が説明を受けている最中にも、全国各地から災害学習で訪れる生徒たちを目にしたが、小学校脇の道路では、ひっきりなしに復興現場に向かう大型のダンプが行き交っており、鎮魂と復興との対照的



な場面が頭から離れない。



今回のエクスカージョンでは、個人、組織、地域社会による判断の差によって、被害に大きな違いが生まれてしまったことを思い知らされたが、災害が相次ぐこの国で、そうした教訓をどのように活かしていくか、参加された学術会議の先生方とともに今後も考え、行動していきたい。お忙しい中、エクスカージョンをご用意いただいた東北大学の先生方に、改めてお礼を申し上げたい。



## 第一部関連シンポジウム等 《2018年2月以降開催分》

公開シンポジウム「政治関連データ・アーカイブの構築と拡充」

政治学委員会政治過程分科会

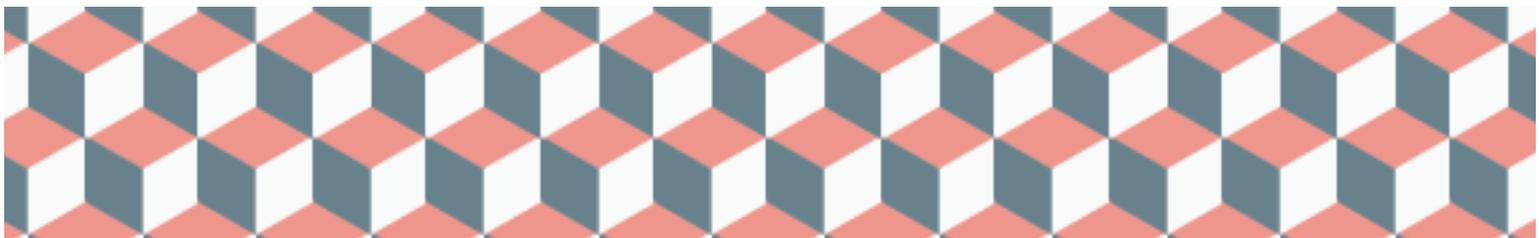
小林 良彰（第一部連携会員）

日本学術会議政治学委員会政治過程分科会及び文部科学省科学研究費基盤A「政治関連データ・アーカイブの構築と拡充」、慶應義塾大学創造クラスター研究「多言語検索型社会データ・アーカイブの創造と利用」の三者の主催により、平成30年2月23日（金）13時00分～18時00分に、慶應義塾大学三田キャンパスで表題のシンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、政治関連データに基づく研究事例として行政・立法研究及び選挙・政党研究について報告することを通して、これからの社会科学におけるデータ・アーカイブならびにデータ・エビデンスによる研究のあり方について協議することにし、100名近い研究者が来場した。



まず、小林良彰（慶應義塾大学）は「中国国勢調査データによる高齢者福祉政策」について報告し、中国で都市戸籍を持つ者は全員、年金や健康保険に加入するが、農村戸籍を持つものは任意加入であることと、年金や健康保険制度が地域単位で運営されていること



の2点により、大きな格差が生じていることをデータに基づいて明らかにした。特に、各地域の健康保険基金残額と平均寿命の間に有意な関連がみられることを指摘した。

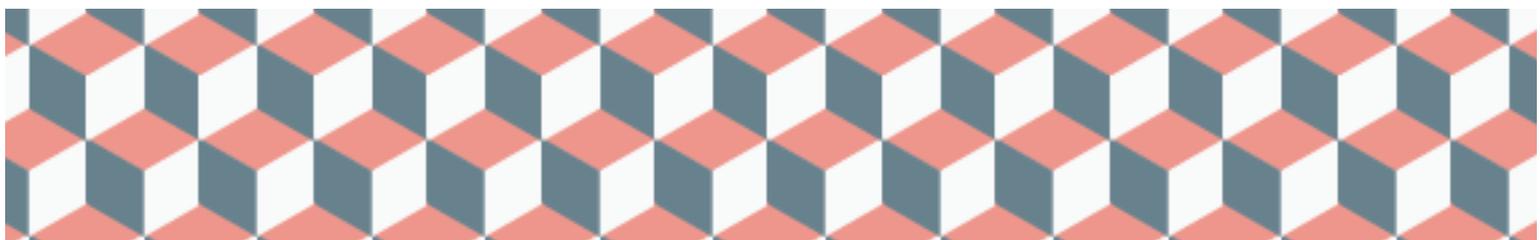
次いで、飯田健（同志社大学）は「世論調査データと社会経済データを組み合わせた国家間マルチレベル分析」について、異なるレベルのデータを統合する計量分析の実例を紹介した。特に、政府による再分配支持という個人レベルの変数を説明する要因として、所得など個人レベルの変数の他、社会における所得格差の度合いなど国レベルの変数の影響が考えられるため、これらを統合し分析することで、例えば所得が再分配支持に与える影響がその国の所得格差の度合いによって規定されるなど、コンテキストが個人の決定に影響を与える可能性が検証できることを明らかにした。

また、ケネス・マッケルウェイン（東京大学）は「憲法データによる非常事態条項の分析」について、18世紀以降に制定された全憲法のデータを用い、2012年自由民主党憲法改正草案の「非常事態条項」を比較分析した。その結果、現行憲法の92%が非常事態条項を含んでいるが、ほとんどがその発議・解除条件と効力を厳格に明記しているのに対して自民党案は、細部を「法律で定める」としか規定しておらず、その結果、国会の過半数一すなわち政府をすでに支持している政党のみで施行可能になることを指摘した。

そして、谷口尚子（慶應義塾大学）は「政党の選挙公約等のデータに基づく変化と影響要因の分析」として、政党の選挙公約文を共通のコーディング法でデータ化するComparative Manifesto Research Projectの手法に基づいて日本の衆院選における主要政党の公約文をコーディング、データ化し、政治・経済・社会的要因が政党公約をどのように変化させたかを分析した。特に選挙制度改革の影響に注目すると、改革後には大政党の政策位置の穏健化や、普遍的利益に関する政策主張の増加が観察された。

さらに、三輪洋文（学習院大学）は「大規模世論調査データによる信念体系の析出——混合分布潜在変数モデルを用いた分析」で、有権者の信念体系の不均質性を有限混合分布統合因子分析モデルによって明らかにすることを提案し、このモデルを日本の世論調査データに適用した。その結果、日本の有権者の約40%しか政治的に意味のある信念体系を共有していないこと、政治的に意味のある信念体系を共有する人々の中にも、伝統的な保革の信念体系をもつ集団のほかに、日本の自律的な外交政策をめぐる対立軸に関する信念体系をもつ集団が存在することを示した。

そして、鎌原勇太（横浜国立大学）は「各国国政選挙データによる区割機関の分析」で、各国国政選挙データによる区割機関の分析」について、独立の区割機関は選挙区をより公平に区割するかどうかを検証するために、議員定数不均衡の区割部分を直接測定した指標を実証的に導入し、英国や旧英国植民地諸国を対象とした統計分析を行った。その結果、



区割機関が独立していれば、より公平に区割されることを明らかにした。

最後に、築山宏樹（東京大学、現在・関西大学）は「地方選挙データによる電子投票の分析」で、一部の行政区においてのみ電子投票機を導入した経験のある京都市長選挙の行政区別の選挙結果のデータベースを用いて、電子投票の政策効果を因果推論の枠組みから評価することを試みた。分析結果から、電子投票の導入によって投票率が増加することや点字投票や代理投票などの代替的な投票方法の利用が減少して投票に対するアクセシビリティが高まる可能性が示された。

## 公開セッション「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」

### 史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会

福永 伸哉（文化財の保護と活用に関する分科会委員長）

本分科会では、2018年5月27日（日）に、一般社団法人日本考古学協会と共催で公開セッション「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」を開催した。プログラムは以下の通りである。

- ① 日時：2018年5月27日（日） 14時15分～17時10分
- ② 会場：明治大学駿河台キャンパス リバティタワー1階リバティホール
- ③ 内容：

<報告>

福永 伸哉（日本学術会議第一部会員、大阪大学文学研究科教授）

文化財保護法の改正と遺跡の保存活用

坂井 秀弥（奈良大学文学部教授）

文化財保護法改正の要点と課題－文化審議会答申にもとづいて－

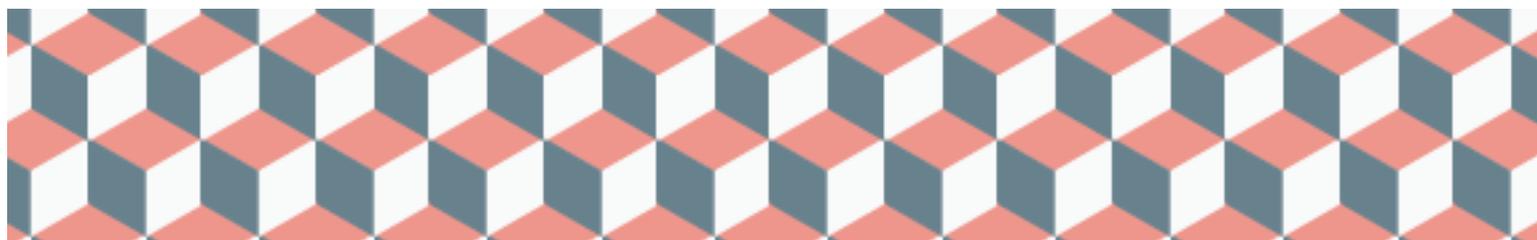
藤沢 敦（東北大学総合学術博物館長）

遺跡の保存と活用について－これからの文化財保護政策の中で－

立花 実（神奈川県伊勢原市教育委員会歴史文化担当課長）

歴史文化基本構想の取り組みと課題について－文化財保護法改正に際する市町村

からの視点－



松田 陽（日本学術会議連携会員、東京大学人文社会系研究科准教授）

欧州における遺跡保存と活用の動向について

<討論>

司会：佐藤 宏之（日本学術会議連携会員、東京大学人文社会系研究科教授）

福永 伸哉

④ 来場者数：約 200 名

文化財は、日本列島における人々の長い営みの中で生まれ、今日まで伝えられてきた国民共有の文化的な財産である。また、地域にあつてはコミュニティの求心力の維持継承に重要な役割を發揮する存在である。

この文化財を保存し活用するための法律である「文化財保護法」が施行されて70年近くの時が経った。そしていま、同法のこれまでで最も大きな改正が行われようとしている。改正案がまさに国会に上程されて審議が行われている最中に開催されることとなったこの公開セッションは、文化財のうち、遺跡や出土品などの「埋蔵文化財」に焦点をあてる形で、今回の法改正が持つ意義や課題について議論した。

今回の法改正の主眼は、文化財の保存と活用に関する国の法的権限の一部を、「文化財保存活用地域計画」を策定するなどの条件を整備した地方公共団体に移譲できるようにすること、またそうした文化財保護の事務所管を従来の教育委員会から地方公共団体の首長部局が担えるようにすることにある。つまり、法改正の方向性は、文化財の保存活用における地域の裁量を拡大することであり、その趣旨自体には積極面も認められる。

ただ、改正条文からは十分に読み取れない隠された問題は、文化財の保存よりも活用により重点が置かれ、かつその活用の狙いが「観光振興」にいささか前のめっているのではないかという点である。このことは、改正案が上程された第196回通常国会冒頭の安倍総理の施政方針演説の中で、地方創生をめざす「観光立国」施策として「我が国には、十分活用されていない観光資源が数多く存在します。文化財保護法を改正し、日本が誇る全国各地の文化財の活用を促進します」と述べられていることをみても明らかである。

セッションにおいては、まず福永伸哉氏から、今回の法改正の背景に2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」に記された「文化GDP」の拡大という経済的発想が存在すること（さらにその前提には2003年の小泉内閣の「観光立国宣言」などがある）を念頭において、文化財の保存と活用のバランスについてあるべき姿をいま議論する必要性が提起された。

続いて坂井秀弥氏からは、法改正において参照された文化審議会「文化財の確実な継承



に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について（第一次答申）」（2017年12月8日）の分析とともに、行き過ぎた観光振興目的の活用がもたらす弊害や、地方公共団体の文化財保護体制が不十分なままでそれが進められることへの懸念が示された。

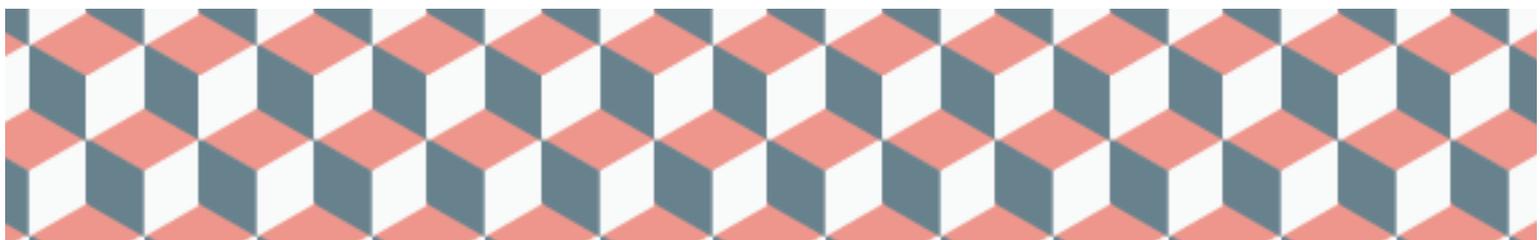
藤沢敦氏は、改正保護法が求める「文化財保存活用地域計画」の策定は、文化財保護体制の脆弱な市町村にとって多くの困難を伴うため、人材育成を含めた支援が大きな課題であることや、文化財事務が教育委員会から土地開発をも所管する首長部局へ移された時、開発行為と遺跡の保存活用の調整がいま以上に困難になる恐れなどを指摘した。

現行の仕組みにおける地域の文化財の総合的な保存活用計画である「歴史文化基本構想」の策定に携わった立花実氏は、「歴史文構想」の発展形と推察される「地域計画」を実現させるには、財政的な裏付けと専門人材の配置が必要であると述べるとともに、文化財には稼げるものと稼げないものがあり、後者にも十分配慮した保護の裾野の広がり求めた。

最後に登壇した松田陽氏は、欧州の遺跡マネジメントに触れ、多様な集団と協働して民主的マネジメントを実現しようとする多元主義的立場と、市場経済原理に沿った効率よいマネジメントをめざす新自由主義的立場が併存しているが、近年ではどちらか一方の立場が強調される事例が増える傾向にあると指摘し、日本の動向を注視する必要性を強調した。

これらの報告を踏まえた討論では、未指定の文化財を含めた総合的、計画的な文化財の保存と活用（観光振興を含む）を促進するという法改正の趣旨には一定の積極面を見いだせるものの、市町村の文化財保護体制の充実度に大きな格差がある現状のままでは、結局は文化財保存活用の勝ち組と負け組を生み、その結果後者の域内に存在する文化財の毀損が進んでいく懸念が示された。また、専門人材の少ない地方で、文化財の適切な保存と活用のバランスを、だれがいかにして保証していくのかも、大きな課題とされた。

本公開セッションは、まさに改正法案の国会審議と併行して行われたこともあって関心は高く、約200名もの参加者があった。報告、討論を通じて、文化財専門人材の育成と全国への配置があつてこそ、文化財を守りながら地域づくり、観光振興に活かしていくという持続可能な取り組みが実現できることを、あらためて確認する一日となったように思う。



## 公開シンポジウム「高等学校での主権者教育はどうあるべきか」

### 政治学委員会政治過程分科会

西川 伸一（政治過程分科会委員長）

政治過程分科会では前期に引き続いて投票率向上を活動の大きなテーマとしている。とりわけ今期において力を入れているのは、2016年に18歳選挙権が実現したことを受けて、高校での主権者教育に携わることである。2016年の参院選での18歳・19歳の投票率は東京都がトップであった。これは東京都選管の地道な主権者教育への取り組みの成果である。高校での主権者教育により投票所に足を運ぶ心理的垣根を取り払い、若いうちから「投票癖」をつけることができれば、彼らの加齢に伴い投票率は着実に向上していこう。

私の勤務する大学の付属高校である明治大学付属明治高等学校のご厚意により、2018年6月8日（金）および9日（土）に同校3年の政治・経済の授業時間を主権者教育授業に振り替えていただいた。たまたま8日が同校の授業公開日に当たっていたため、3時限目を公開シンポジウムの形式をとり保護者にもご参加いただいた。

ファシリテーターをふだんこの授業を担当されている河村弘祐教諭にお願いし、私と政治過程分科会委員（第一部連携会員）の河野武司・慶應義塾大学法学部教授、さらには東京都選挙管理委員会の田宮抄子氏（都選管事務局選挙課課長代理（啓発担当））がレクチャーしていった。そのクラスの生徒数は35人（女子14人・男子19人）である。4人程度の保護者の参加もあった（出入り自由なので正確な数は把握できず）。



まず生徒の関心を引くために、選挙に関する2択のクイズを3問行った。たとえば、7月8日に実施される調布市長選挙（明治高校は調布市にある）で、1位の候補者が同数票で並んだら当選者はどうやって決めるか？ 赤：2者によるくじ引き、青：2者による決選



投票。ここでいう「赤」「青」というのは都選管が作成したクリアファイルで片面が赤、もう片面が青になっていて、生徒には正解と思う方を表にして上げてもらった（写真参照）。

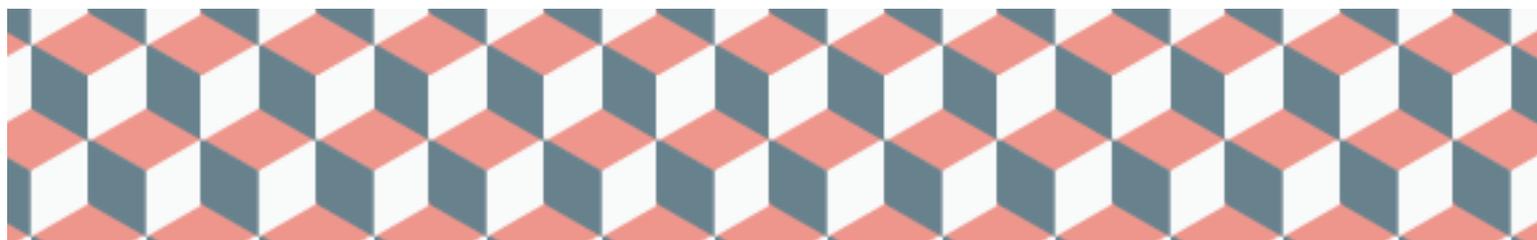
続いて、生徒たちが必ず有権者となっている来年の統一地方選挙について、そのしくみを都選管作成のパワーポイントで説明した。首長と議員はそれぞれ別々に選ばれ、対等な緊張関係にあることが強調された。また、東京都については都知事選も都議選も統一地方選挙としては実施されないことも付言した。

3つ目のテーマとして、2016年の参院選と2017年の衆院選において18歳・19歳有権者の投票率はどうだったのかを紹介した。実は参院選では20歳代～30歳代の有権者よりも、衆院選では20歳代の有権者よりも18歳・19歳有権者の方が投票率が高かったのである。「君たちもこれに続こう」とまでは言わなかったが、「応援メッセージ」のつもりであった。さらに、若い人が投票に行かないと、高齢者の投票率が高いだけに「老人の、老人による、老人のための政治」になってしまうよと、やや「脅し」もかけた。

最後は都選管作成の8分ほどの投票啓発アニメ動画をみて生徒たちと笑った。「鷹の爪団」という生徒たちおなじみのキャラクターが登場するもので、終了後のアンケートをみると「これがおもしろかった」というのがずいぶんあった。それまでのレクチャーは「前座」だったのかとやや複雑な気持ちにさせられた。

生徒たちとの意見交換の時間まではつくれなかったが、アンケートに熱心に答えてくれたので、その紹介で代えたい。「〔選挙は〕自分たちの未来にとって大切だと思った」「自分も主権者である自覚が高まった」「18-19歳の投票率が20代より高い〔ことが印象に残った〕」「選挙を身近に感じることができました」

ちなみに、このクラスの生徒35人中32人が、今回の主権者教育授業によって投票への意欲が高まったと回答してくれた。



## 公開シンポジウム「移民と人間の安全保障をジェンダー視点で考える」

### 社会学委員会ジェンダー研究分科会

柘植 あづみ（ジェンダー研究分科会幹事）

冷戦終焉後には、国家の安全保障の枠組みでは対処できないグローバルな諸課題——紛争、テロリズム、災害、組織的犯罪、感染症、貧困、難民、移住など——に対して、個人に焦点をあてて「恐怖からの自由」、「欠乏からの自由」を重視する「人間の安全保障」という概念が提出された。そして「人間の安全保障」にはジェンダーの視点が不可欠なことも指摘されてきた。日本学術会議においても、1999年4月6日より2001年6月まで「人間の安全保障と人権委員会」が設置され、『学術の動向』において「災害・紛争・復興とジェンダー——人間の安全保障の新地平——」という特集が2011年に組まれている。

9.11の同時多発テロ以降、国家の安全保障が強調される傾向にある一方で、国境を越える移住労働者、シリアや北アフリカ地域からのEU諸国への難民、人身取引等の課題・問題への「人間の安全保障」の視点に立った取り組みの必要性が増している。それにジェンダー視点を加えて移民／移住の問題を考えようというのがこのシンポジウムの目的である。

タンダム・トゥロン（Thanh-Dam, Truong）前オランダ国立社会科学研究所（ISS）准教授は”Securitizing Borders in the EU: Implications for Understanding Gender, Race, Sexualities and Migrants’ Access to Social Citizenship”と題する講演において、移民研究におけるトランスナショナルな移動の形態の変化（移動先が複数であったり、行き来を何度も繰り返すなど）を説明し、移民・移動する人を主体（エージェンシー）とみなす視点の転換の重要性を指摘した。さらにジェンダー概念に関しては、男／女という二項対立的な関係性から、性を多様なものと捉えること、そして、性別、民族、人種、国籍、言語、階層、階級、年齢、学歴、職歴、性的指向などの交差として差別が現れると捉えるインターセクショナルリティという視点からの検討の必要性を指摘した。北アフリカからEUへの”undocumented”の移民・難民の例を示して、かつては命を賭して移動してきた人々を人道的に救おうとしてきたが、セキュリタイゼーション（安全保障化）によって、国境の前に何重もの「壁」を設けて、移民・難民のアイデンティティによってEU領域内への受入／排除を決めるように変化したことを批判的に述べた。

つぎに、伊藤るり津田塾大学総合政策学部教授が「移住家事労働の拡大と『人間の安全保障』——日本社会にとっての含意」と題してつぎのような講演を行った。フィリピンは毎年100万人の海外就労者を送り出し、その人たちからの送金によって外貨を獲得してい



る。そのうち移住家事労働に従事する女性の課題を検討すると、家事労働は女性が担う「不熟練労働」とみなされており、労働条件が劣悪で労働法の適用対象外とされることが多く、人身取引や暴力などの人権侵害の被害に遭うケースが報告されてきた。そのようななかで国際的な家事労働者の組織化の動きがあらわれ、2011年には国際労働機関において「家事労働者のためのディーセント・ワーク条約」が採択された。ここでのディーセント・ワークは権利保障、十分な収入、社会保護を伴う仕事であり、「人間の安全保障」に対応する概念である。さらに移住家事労働者の送り出し→受け入れ→帰国と再統合まで含む移住サイクルの全過程における家事労働者の保護が課題になってきている。そのために必要なこととして、1) 出身国および就労先の国の役割と責任、2) 労使関係における家事労働者の権利保障とその安全保護のための規制や家事労働を職業と位置づける認識の改変、3) 職業としての家事労働の開発と国境を越えた承認、4) 民間職業紹介事業所の規制、5) 家事労働者の組織化などである。これらは「外国人家事支援人材」の受入を認める日本にとっても、重要な諸課題である。

この2つの講演を受けて、弁護士の尾家康介氏が「人間の安全保障と現代の奴隷—日本の移住労働者」という題の指定発言をつぎのように行った。

日本は国際社会において「人間の安全保障」に対する取組みをリードしてきたが、外国人労働者が置かれている現状は「人間の安全保障」の考え方に合致していないのではないかという疑問が生じる。日本政府はこれまで、非熟練労働を目的とする外国人の受け入れは行わないという方針を維持してきたが、実際には技能実習生や留学生が非熟練労働の現場で働いている。しかし、労働者としての権利を保障する制度はない。そのために、技能実習では職場が変わるのが難しい制度であり、留学生の場合は学費を稼がないとならないために容易に辞めることができない。すると、問題や不満があっても職場を移ることはできず、帰国まで雇用主にパスポートを取り上げられたり、給料を支払われなかったりする例が生じている。虐待やセクハラを受けた例もある。こうした実態から、人身取引に該当するとか、「現代の奴隷」の被害が起きている、と言われる。外国から働き手を受け入れるのなら、労働力ではなく、働く人を受け入れる制度を作って、日本に来た人が充実した仕事と生活ができるようにする必要がある。まさに人間の安全保障の概念が目指す方向に舵を切らなければならない。

齋藤百合子明治学院大学国際学部客員教授からは「人身取引後の人間の安全保障—移住女性の視点から」と題した講演者へのコメントと質問があった。コメントは、2000年の国際犯罪防止条約と人身取引議定書の採択は「人身取引被害者」とされた非正規移民が保護され支援されることと、正規移民となる可能性をも提供した。トゥロン博士はそこにあ

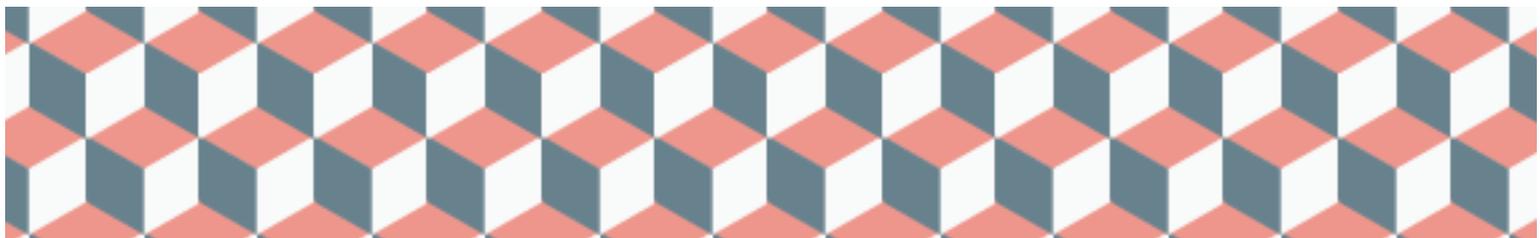


る「被害者中心の」という、一見よいことに見える言葉の抑圧性を指摘した。「被害者」とは、すなわち「エージェンシーを否定された人」とみなされていることの問題である。自身の調査においても、「被害者中心の」とされる人身取引対策には、被害当事者が参画することはかなわず、当事者の声を反映する施策は議論されてこなかったにもかかわらず、支援者や行政が「被害者のために」「被害者のことを第一に考えながら」行われているとされてきた。そこで① EU の人身取引対策において、人身取引の被害に遭った人々のエージェンシーを肯定しながらの支援はあるか、② 移民問題と人身取引問題の交差性をエージェンシーをもとに前向きに改善していくために何が必要なのか、の 2 点の質問がなされた。

柘植あづみからは、講演者 2 人に「『性』から考える人間の安全保障の課題」として、① インターセクショナリティという視点の必要性は了解した上でなお、たとえば人身取引や買売春による性的搾取、あるいは戦時下の性暴力などを考えるとき、「女」が「男」より脆弱な存在であるという非対称的關係についての認識を弱めてしまうのではないかと危惧するが、これについてはいかに考えたら良いのか、② 人身取引被害者や移住労働者のエージェンシーに着目する必要性という指摘はそのとおриだと思いが、移民・移住先にて搾取されている人々がそのポジションを主体的に選び取ったとする際には、それをいかに受け止めればよいのか意見を伺いたい、と質問が提示された。

この後に、パネルディスカッションを行った。フロアから質問紙にて質問を受け付けたところ、かなりの数にのぼり、時間の関係から以下の論点に絞った。1) 人間の安全保障の概念と移民のセキュリティゼーションという概念について、2) インターセクショナリティという概念を応用した政策等の可能性の検討、3) 移民／移住者や人身取引の被害にあった人をエージェンシーとしてみていくことの重要性とその実践への応用について、4) 男女の性別役割分業観の課題と当事者の中でのジェンダー役割、ジェンダー平等に対する意味付けの変化（エンパワーメント）などについて、研究者の立場、開発の実践の立場などから質疑応答、意見交換がなされた。参加者は 90 名を超え、有意義な時間を共有できた。

最後に、企画段階から当日の運営に至るまで、多大な協力をいただいた共催の国際ジェンダー学会の関係者の方々に謝意を表したい。



## 「比較政治学」の教育：大学で何をいかに教えるか

### 政治学委員会比較政治分科会

磯崎 典世（連携会員）

本シンポジウムは、2018年6月23日（土）13:30～15:30、東北大学川内南キャンパス文科系総合講義棟において開催された。開催趣旨は以下のようなものである。

#### 【開催趣旨】

大学における政治学教育のあり方は近年大きな注目を集めているが、個々の学協会では必ずしも正面から取り上げられていない。それゆえ比較政治学会において、「学部学生に対して比較政治学の重要性をいかに示し、何をエッセンスとして、どう教えるか」「各国政治を扱う授業において、比較政治学の考え方をどのように基礎づけて学生に教えるか」という問題を軸にして、大学における比較政治学教育の意義とあり方を考える。これは比較政治学という学問をどうとらえるのか、比較政治学の方法をどう伝えるのかという問題であると同時に、比較政治学という学問がもつ社会的な意義を、どのように学生につたえるのかということでもある。ここ数年、日本語による比較政治学の新しい教科書が刊行され、比較政治学教育の新たな潮流が生まれているため、本パネルではこうした教科書執筆者からの報告を軸にして、大学で比較政治学を教える意義や、何をどのように教えるのかに関して、フロアを含めて議論する。

当日は、磯崎典世（日本学術会議連携会員・学習院大学法学部教授）による司会のもと、久保慶一氏（早稲田大学政治経済学術院教授）、待鳥聡史氏（京都大学大学院法学研究科教授）、末近浩太氏（立命館大学国際関係学部教授）の三名による報告が行われた後、新川敏光氏（日本学術会議連携会員・法政大学法学部教授）、加藤淳子氏（日本学術会議連携会員・東京大学大学院法学政治学研究科教授）、小川有美氏（日本学術会議連携会員・立教大学法学部教授）によるコメントののち、討論に入った。日本比較政治学会との共同主催により、同学会の研究大会パネルを兼ねる形で開催され、多くの参加者を集めた。

久保慶一氏の報告「比較政治学の「考え方」をどう教えるかー因果推論の事例としての比較政治研究」は、大学で「比較政治学」を担当し、自ら執筆した教科書で授業を行っている経験から、「比較政治学」という科目において、何を、いかに教えるべきかを論じた。久保氏は、比較政治学教育の中心は「概念の定式化」と「因果関係の解明」からなる「理



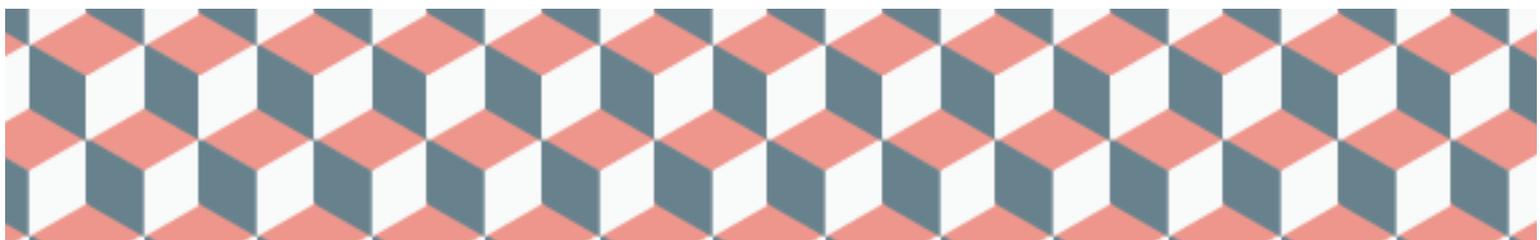
論」であるが、それを知識として伝えるに留まらず、比較政治学の「考え方」を習得させることが重要だとし、反転授業方式などを採用して、自ら実践している方法を提示した上で、学生に対して比較政治学の重要性をいかに示すか、現実社会への適応性について自らの考えを示したのである。

待鳥聡史氏の報告「地域に寄り添わないで地域政治を教える－事例としての相対化の追求」は、自らは比較政治学理論や現代日本政治等を中心に研究を行いながら、学部の教育では「アメリカ政治」を担当している経験をもとにして、地域政治・外国政治の教育について論じ、その教育における比較政治学の有用性について論じた。大学で開講されている地域政治科目は、担当者によってディシプリンや対象が異なることを類型化によって示した後、自ら担当する「アメリカ政治」教育を事例にして、対象地域や国家の政治を「相対化」することが重要であり、そのためには比較政治学の理論が有用であることを提示したのである。

末近浩太氏の報告「地域研究は教えられるのか－各国政治・比較政治・国際政治との関係のなかで」は、国際系学部で中東政治を教える経験から、比較政治と地域研究の関係や比較政治学のエッセンスをいかに教えるのかという問題について論じた。学生のニーズが「異文化理解」にあるような状況で、基礎知識が不足している中東地域について、オリエンタリズムや自文化中心主義に陥らずに教えるという課題において、比較政治学がなし得ることを考察し、「比較」という戦略を用いた「対象の相対化」の重要性を提示した。比較政治学という学問が、事物を相対化した冷静な見方を獲得するのに寄与することを提示したのである。

これを受けて、三人の討論者からは、一国政治研究と比較政治学を捉え直す諸論点や、教員主導の体系的教育と学生のニーズ・主体性という問題が提起され、比較政治学の何をエッセンスとして、どのように教えるのか。研究と教育の関連する議論が展開された。さらに、フロアからの質問に応じて、カリキュラムの重要性も論じられた。

比較政治学という学問の対象と方法は非常に幅広く、科目として扱う内容も背景にある全体のカリキュラムも大学によって差があり、研究者による教育活動は個人の取り組みになっている部分が多い。本シンポジウムは、そうした異なる環境における教育の経験を客観化・一般化してまとめた報告をもとに、個々の教育活動を「比較政治学の教育」という共通の課題として捉え直して議論を行うことで、学問のエッセンスや意義をいかに学生に伝えるかという問題とともに、大学教育の社会的意義についても考察する機会ともなった。



## 公開シンポジウム自治体アーカイブズの現状と公文書管理制度

### 史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

若尾 政希（史学委員会副委員長）

本シンポジウムは、日本歴史学協会との共同主催により、2018年6月23日に駒澤大学駒沢キャンパスにて開催された。日本歴史学協会とは、日本学術会議と連携・協議するために1950年に設置された歴史学系の諸学会の連合組織である。日本学術会議史学委員会は、毎年6月に、日本歴史学協会と連携して、「史料保存利用問題シンポジウム」を開催してきており、今回はその23回目であった。

本シンポジウムの開催趣旨とプログラムは次のごとくである。

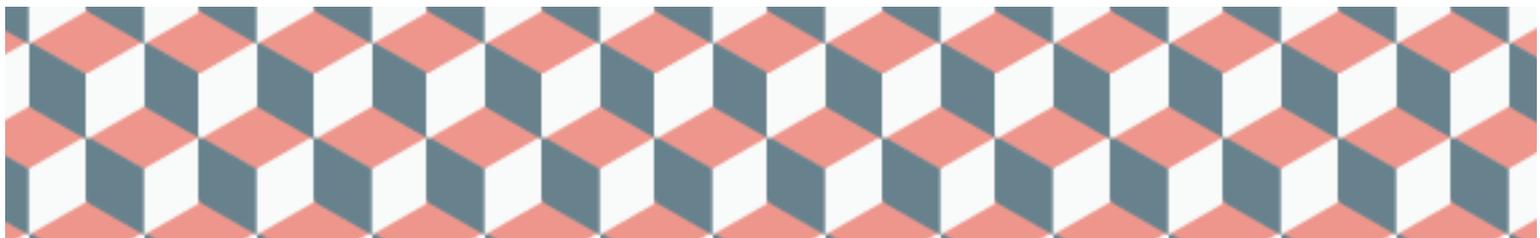
#### 【趣旨】

一昨年（2016年）、千葉県文書館において収蔵公文書が大量に破棄・移動されるという事態が発生したが、こうした事態が他の自治体でも起こっていないか。公文書管理法の恣意的な運用と、それに基づく歴史的公文書の意図的な廃棄がなされていないかが危惧される。今、自治体アーカイブズの現状はどうなっているのか。今回のシンポジウムでは、千葉県文書館問題をきっかけに発足した自治体アーカイブズ研究会が、全国の地方自治体を対象に実施したアンケート調査の分析結果の報告を受け、歴史的公文書の管理や史料保存利用機関の運用の在り方などを、改めて考える機会としたい。

その際、加計学園・森友学園問題にみられるように、公文書管理の在り方が厳しく問われているなか、公文書管理法に基づく行政文書管理の「ガイドライン」の改正が検討され、公文書管理法改正案が国会に提出されるなどの公文書管理制度をめぐる動向をも見据える必要がある。一方、国立公文書館が「アーキビストの職務基準書」案を公表したが、こうした専門職問題の展開も踏まえ、自治体アーカイブズの現状と未来について議論する場としたい。

#### 【プログラム】

日 時 2018年6月23日（土）13：30～17：30  
会 場 駒澤大学 駒沢キャンパス 1号館 1-204 教場  
主 催 日本歴史学協会／日本学術会議史学委員会／日本学術会議史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会



共 催 自治体アーカイブズ研究会

後 援 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会／日本アーカイブズ学会

開会挨拶 若尾政希（一橋大学教授、日本学術会議会員）

趣旨説明 佐藤孝之（東京大学教授、日本歴史学協会史料保存利用特別委員会委員長）

第1報告 工藤航平（東京都公文書館専門員、自治体アーカイブズ研究会）

「都道府県立公文書館所蔵の歴史的公文書点数推移にみる現状と課題」

第2報告 宮間純一（中央大学准教授、自治体アーカイブズ研究会）

「公文書管理法前後の自治体アーカイブズアンケート調査の結果から」

第3報告 坂口貴弘（創価大学創価教育研究所講師）

「公文書管理制度の見直しをめぐる課題—アーキビストの視点から—」

パネルディスカッション

司会：大友一雄（国文学研究資料館教授、日本学術会議連携会員）

熊本史雄（駒澤大学教授、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会幹事）

パネリスト：工藤航平 宮間純一 坂口貴弘

コメンテーター：高埜利彦（学習院大学名誉教授、日本学術会議連携会員）

久留島典子（東京大学史料編纂所教授、日本学術会議会員）

閉会挨拶 中野達哉（駒澤大学教授、日本歴史学協会副委員長）

本シンポジウムの共催団体に名を列ねる「自治体アーカイブズ研究会」とは、千葉県文書館で発生した収蔵公文書の大量廃棄・移動の問題をきっかけに、「市民の共有財産でもあり貴重な歴史的資料であるアーカイブズを後世に伝えるため、公文書管理法施行以後の自治体における歴史的資料の保存・管理制度等の状況を把握し、問題点・改善点を検討するための作業を行うことを目的として発足した」研究会で、14の歴史系の学協会が賛同団体として参加している。賛同した学協会は次の通りである。

日本歴史学協会、日本アーカイブズ学会、地方史研究協議会、歴史学研究会、

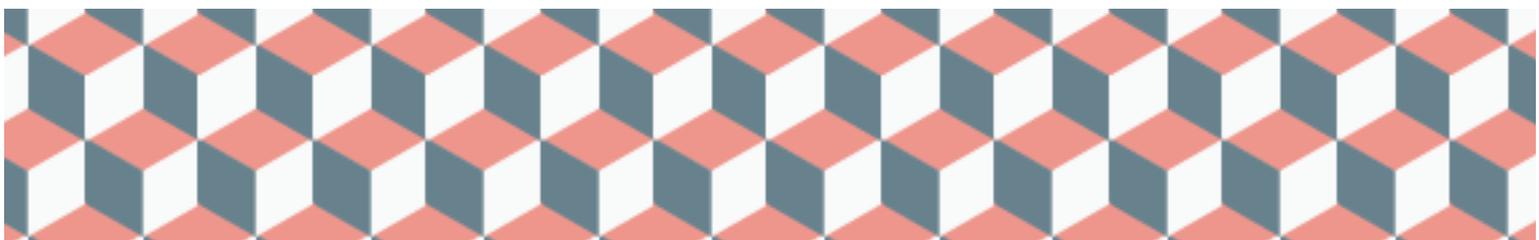
日本史研究会、歴史科学協議会、日本考古学協会、明治維新史学会、

首都圏形成史研究会、関東近世史研究会、東アジア近代史学会、千葉歴史学会、

千葉歴史・自然資料救済ネットワーク、歴史教育者協議会

2017年より、各賛同団体から選ばれた研究者が集い、調査班とアンケート班に分かれ、調査研究を積みかさねてきた。

まず、調査班では、①2011～2016年度の都道府県公文書館の収蔵資料数の悉皆調査を



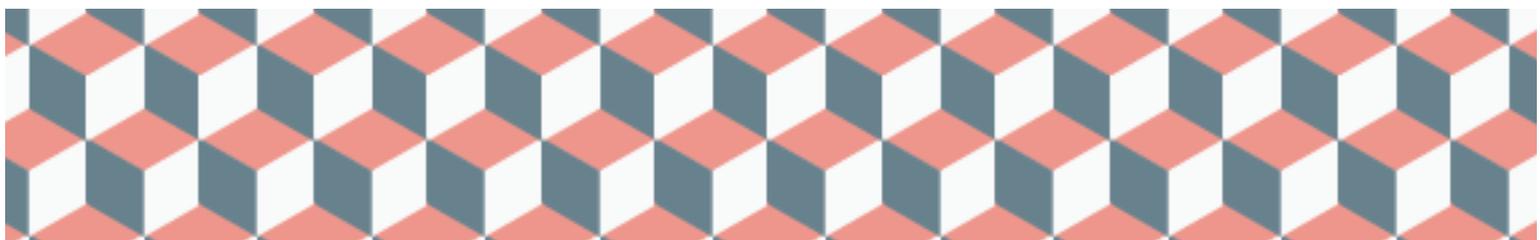
行った。②その結果、数値や記録等で公文書等の収蔵数の減少が確認できた自治体に対し、電話やメールによる事実や経緯などを確認するとともに、情報公開制度にもとづいて関係文書類の開示請求を行ってきた。こうした活動の中間報告が、工藤航平氏による第一報告であった。その内容は、1. 要覧の作成・公開、2. 収蔵する歴史的公文書の推移、3. 収蔵する歴史的公文書数の減少した施設、それぞれについて現状と課題を述べるものであった。収蔵公文書の大量廃棄が他の都道府県公文書館でも行われた可能性が指摘され、公文書管理のあり方をめぐって緊急の対応が必要であるということを改めて強く認識させられた。

他方、アンケート班では、都道府県及び文書館機能を有する施設を設置する市町村に対し、公文書管理法施行以後の公文書管理体制や評価・選別方法等についてのアンケート調査を行った。その結果を分析したのが、宮間純一氏による第二報告であった。アンケートの内容は、(1) 公文書管理法の制定・施行によって、これまで行ってきた公文書管理体制を変更したかどうかについて尋ねた。また、(2) 公文書の評価・選別体制について、基準を明確しているか、住民に選別結果を明示しているか、等について尋ねた。さらに(3) 民間所蔵史料についての条例等を設けているか、等について尋ねるものであった。アンケートの結果、公文書管理法施行以後、千葉県以外の他の地方公共団体でも、従来積み上げられてきた公文書管理体制がくずれ、問題が起きている現状が見えてきた。宮間氏は、歴史研究者とアーキビストと連携しつつ、問題を指摘・糾弾するだけでなく、行政とともに解決策を模索していく必要性を指摘して、報告を締めくくっている。

第三報告では、京都大学大学文書館でアーキビストとしての実務経験がある坂口貴弘氏が、1. 公文書管理制度をめぐる動向、2. 国立公文書館「アーキビストの職務基準書」について、3. 公文書管理制度をめぐる課題：アーキビストの視点、4. 管理対象の範囲、5. 電子メールの保存・公開、6. 研修、という内容で、公文書管理についての現状と課題を報告した。「実効性ある公文書管理改革のために」、公務員に対する「研修」による意識改革が重要だという指摘には納得させられた。

会場には、歴史研究者、アーキビスト、都道府県等の公文書館関係者等、120名を超える方々が集まり、活発な質疑が行われた。最後に、日本学術会議連携会員（前会員）高埜利彦氏、日本学術会議会員久留島典子氏が、それぞれの専門的知見を踏まえて発言し、シンポジウムを締めくくった。

なお、本シンポジウムの三報告は、『日本歴史学協会年報』第34号（2019年）に掲載される予定である。



## 選挙について考えて見よう

### ～日本学術会議サイエンスカフェ in 吉野作造記念館～

町村敬志（第一部幹事）

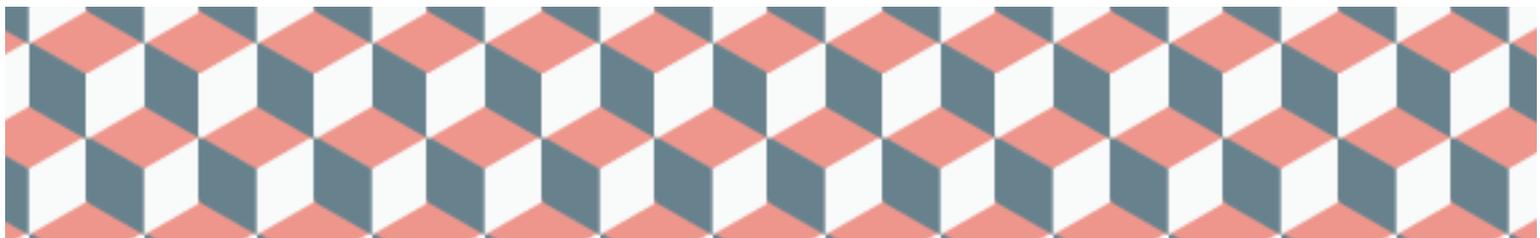
日本学術会議は、市民と研究者・科学者が学術の成果をもとに交流する機会として、「サイエンスカフェ」を開催している。会員・連携会員 1 名以上が挨拶・司会・講演のいずれかをおこなうことが条件で、科学と社会委員会市民と科学の対話分科会に、A4・1 枚の事前申請書を提出し承認を受けることで、学術会議主催（または共催）のサイエンスカフェを開催することができる。

第一部の夏季部会が宮城県仙台市で開催された機会をとらえ、小玉重夫会員を講師とするサイエンスカフェが開催されたので、ご紹介をさせていただきます。

1. 開催日時： 2018 年 7 月 29 日（日） 10 時～11 時 30 分
2. 開催場所：宮城県大崎市・吉野作造記念館
3. 関係団体等：吉野作造記念館
4. 講師：小玉 重夫（東京大学大学院教育学研究科教授、日本学術会議会員）  
挨拶・司会：町村 敬志（一橋大学大学院教授、日本学術会議会員）

吉野作造記念館は、地元出身で日本における民主主義の確立に多大な貢献を成した吉野作造の功績を展示するとともに、現代における民主主義の実現と主権者教育のため教育・普及事業を熱心に展開してきている。カフェには大崎地域の 4 つの高校の生徒、計 19 名が参加した。まず小玉会員から、18 歳選挙権の歴史的な背景、最近の国政選挙の動向などについて解説があり、「現実の政治的・社会的問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育」が大切であることが、わかりやすく語られた。

カフェの後半では、大崎市で市長選挙が実施される場合を想定して、あなたが候補者の政策責任者だったらどんな政策を考えるか、という課題が示され、4 つのグループに分かれてプランを立てるといふ、アクティブラーニングが行われた。20 分ほどの短い時間であったが、人口定住のための医療費無料化や公共交通網の充実、原発事故に伴う農業系の汚染廃棄物をめぐる処理問題など、幅広い視点からさまざまな政策が、高校生から提案された。異なる学校の生徒どうしということもあって初めはすこし緊張した様子だったが、地元的话题を織り交ぜた小玉会員の説明と質疑が積み重なるうちに議論が深まり、最後の発



表においてはそれぞれが地元の課題を自由な発想で語り合う様子が、とても印象的であった。



なお本プログラムを写真入りで紹介する新聞記事が、『河北新報』2018年7月30日朝刊に掲載された。企画から講演までをご担当をいただいた小玉重夫会員、周到なご準備をいただいた吉野作造記念館の皆様に関心から感謝を申し上げます。

サイエンスカフェはさまざまな形態で随時開催可能です。第一部関連の企画は他の部と比べて少ないようですので、ぜひともご検討されてはいかがでしょうか。

